

原子力委員会の役割 (1950年代～現在)

平成25年8月

内閣府
原子力政策担当室



目 次

○原子力委員会の役割	3
○原子力委員会の所掌事務	4
○原子力委員会の役割の経緯	7
○諸外国における原子力行政体制	16

原子力委員会の役割

原子力委員会（内閣府の審議会）

以下の事項について、企画し、審議し、決定。

- 原子力の研究、開発及び利用に関する政策に関すること
- 関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する事務の調整等

原子力政策大綱等の政策の基本方針の提示

各省がそれぞれの所掌に基づき、分担して実施

内閣府

- 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整
- 原子力発電地域等立地地域の指定等

外務省

- 科学及び原子力の平和的利用に係る外交政策
- 科学及び原子力の平和的利用に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力、国際機関等への参加等に関するこ
- 科学及び原子力の平和的利用に関する国際約束の締結の準備並びにその実施に関するこ等

経済産業省

- #### 資源エネルギー庁
- エネルギーに関する原子力政策
 - 核燃料サイクルのための技術開発
 - 核燃料サイクル産業の推進等

文部科学省

- 原子力の研究開発のための政策
- 高速増殖炉サイクルの研究開発
- 加速器、核融合などの原子力科学技術の研究開発
- 放射線利用の推進
- 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るもの等

その他各省

- 厚生労働省
- 農林水産省等

【新しい原子力規制組織】

環境省

(外局)

原子力規制委員会 (3条委員会)

- 原子力安全規制
- 核セキュリティ
- 核不拡散の保障措置
- 放射線モニタリング
- 放射性同位元素等の規制等

原子力規制庁

【危機管理体制の強化】

内閣に「原子力防災会議」を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進

原子力委員会の所掌事務(法定業務)

① 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という)に関する以下の事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)につき、企画し、審議し、及び決定する。(原子力委員会設置法第2条)

- ・原子力利用に関する政策に関すること
- ・関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること
- ・関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること
- ・核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること
- ・原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること
- ・原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教授及び研究に係るものと除く。)に関すること
- ・原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること
- ・上記のほか、原子力利用に関する重要事項に関すること

なお、原子力委員会は、必要なときに、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができる。(第24条)

② 原子力規制委員会は、原子力施設等の設置・変更許可等をする場合においては、平和利用に関する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。(原子炉等規制法)

※意見聴取の対象: 試験研究用等原子炉(第24条第2項)、発電用原子炉(第43条の3の6第3項)、貯蔵事業(第43条の5第3項)、再処理事業(第44条の2第2項)

意見聴取の対象外: 核燃料物質等の使用(許可基準に平和利用に関する基準有(第53条第1号))

(参考)平和利用に関する基準がないもの: 製錬事業、加工事業、廃棄事業

③ 経済産業大臣は、特定放射性廃棄物(高レベル放射性廃棄物等)の最終処分に関する基本方針又は最終処分計画を定めようとするときは、原子力委員会の意見を聴かなければならない。(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第3条第3項、第4条第3項)

④ 主務大臣(文部科学大臣、経済産業大臣)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の決定及び同機構の理事長の任命に当たっては、原子力委員会の意見を聴かなければならない。(日本原子力研究開発機構法第12条、第25条)

⑤ 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。(原子力損害の賠償に関する法律第19条第2項)

我が国原子力政策を巡る歴史

段階	行政体制関連	国内の主な出来事	世界の主な出来事
第1期 原子力委員会を中心とした計画的・民主的な開発・利用の推進 (1950s～1970s後期) 稼働原発(1970年3月) 2基,50万kW	1952.7 電源開発促進法公布 1955.12 原子力基本法、原子力委員会設置法等公布 1956.1 総理府原子力局、原子力委員会発足 1956.5 総理府に科学技術庁設置 (原子力局が移行) 1957.6 原子炉等規制法公布 1964.7 電気事業法公布 1973.7 通産省に資源エネルギー庁設置	1954.4 日本学術会議、「原子力の研究と利用に関する公開、民主、自主の原則を要求する声明」 1955.9 原子力調査国会議員団共同声明 1956.6 日本原子力研究所発足 1956.8 原子燃料公社発足 1959.2 日本原子力学会創立 1965.11 原電・東海発電所 初発電 1967.10 動力炉・核燃料開発事業団(動燃)発足	1954.3 第5福龍丸がビキニ環礁で被ばく 1954.6 ソ連で世界初の原発運転開始 1955.11 日米原子力研究協定調印 1957.7 国際原子力機関(IAEA)発足 1958.6 米・原子力法改正案成立 (他国へ情報提供が可能に) 1968.2 新日米原子力協定調印
第2期 原子力委員会から安全規制を分離・核燃料サイクル推進 (1970s後期～1990s半ば) 稼働原発(1990年9月) 39基,3,148万kW	1975.2 原子力行政懇談会(座長:有沢広巳)設置(1976.7まで) 1976.1 科学技術庁に原子力安全局設置 1978.6 原子力基本法等一部改正(許可等を行う行政庁の一貫化) 1978.10 原子力安全委員会発足	1973.3 美浜原発燃料棒破損事故 1974.9 原子力船「むつ」放射線漏れ 1977.9 動燃再処理工場運転開始 1983.5 高速増殖炉「もんじゅ」設置許可 1992 日本原燃産業、ウラン濃縮工場及び低レベル放射性廃棄物貯蔵センター操業開始	1974.5 インド、地下核実験を実施 1975.1 米、原子力委員会を廃し、原子力規制委員会を発足 1976.6 日本、核拡散防止条約(NPT)批准 1977.12 日本・IAEA保障措置協定発効 1979.3 米、スリーマイルアイランド原発事故発生 1986.8 チェルノブイリ原発事故発生 1987.11 新日米原子力協定調印
第3期 相次ぐ事故を経て安全規制強化・原子力利用のグローバル化 (1990s半ば～2011年) 稼働原発(2010年3月) 54基,4,885万kW	1997.12 行政改革会議最終報告 1998.6 中央省庁等改革基本法成立 1999.7 内閣府設置法等成立 2000.4 原子力安全委員会を総理府(後に内閣府)へ 2001.1 中央省庁再編(原子力委員会を内閣府へ、保安院発足) 2002.6 エネルギー政策基本法成立	1995.12 「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故 1997.3 動燃アスファルト固化施設事故 1999.9 JCO臨界事故 2002.8 原発自主点検記録不正問題発覚 2005.10 日本原子力研究開発機構発足 2007.7 新潟県中越沖地震で柏崎刈羽全号機が運転停止 2009.12 国内初のプルサーマル発電開始(玄海原発)	1996.9 日本、包括的核実験禁止条約(CTBT)に署名 1999.12 日本・IAEA保障措置協定追加議定書発効 2001.9 米、同時多発テロ発生 2003.1 北朝鮮、NPT即時脱退を宣言 2006.2 国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)発表 2008.10 米印原子力協力協定調印
第4期 東日本大震災以降(2011年～現在)	2012.9 原子力規制委員会及び原子力規制庁発足	2011.3 東日本大震災、福島第1原発事故	5

(参考) 原子力委員会の所掌事務等の変遷

	1956年 (原子力委員会発足時)	1978年 (原子力安全委員会の発足時)	2001年 (中央省庁再編当時)	2012年 (原子力規制委員会の発足後)
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の総合調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制 ○原子力利用に伴う障害防止 ○試験研究の助成 ○研究者及び技術者の養成訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の総合調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制<small>(原子力安全委員会の所掌を除く。)</small> ○試験研究の助成 ○研究者及び技術者の養成訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項<small>(原子力安全委員会の所掌を除く。)</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制<small>(原子力安全委員会の所掌を除く。)</small> ○試験及び研究の助成 ○研究者及び技術者の養成及び訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項<small>(原子力安全委員会の所掌を除く。)</small> 	<p>(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制 ○試験及び研究の助成 ○研究者及び技術者の養成及び訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項
委員長	国務大臣	国務大臣	規定なし(学識経験者を含む)	規定なし(学識経験者を含む)
組織	委員長及び委員4人 <small>1960年～1978年：委員6人</small> <small>※委員のうち2人(1960年～1978年は3人)は非常勤とすることができます。</small>	委員長及び委員4人 <small>※委員のうち2人は非常勤とすることができます。</small>	委員長及び委員4人 <small>※委員のうち2人は非常勤とすることができます。</small>	委員長及び委員4人 <small>委員のうち2人は非常勤とすることができます。</small>
尊重義務規定	内閣総理大臣は委員会の決定を尊重しなければならない。	内閣総理大臣は委員会の決定を尊重しなければならない	規定なし	規定なし

※原子力規制委員会の発足に伴い、原子力規制委員会への通知等が新たに規定された。

①原子力利用における安全の確保に関する事項について企画、審議したときは、原子力規制委員会に通知。

②原子力利用における安全の確保に関する事項について決定しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴く。

原子力委員会の活動経緯(その1)

(◆:方針の決定等、◇:専門部会の改廃等に関する決定)

背景	第1期(1950年代～70年代後期)	第2期(1970年代後期～90年代半ば)	第3期(1990年代半ば～2011年)	第4期(2011年～現在)	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○核の軍事利用リスクの高まり、高度経済成長期を支える電源開発が急務となり、原子力政策は、研究開発による実用化の早期実現が中心テーマ 	<ul style="list-style-type: none"> ○TMIや Chernobyl で大規模事故発生～冷戦終結へ ○原子力政策は、実用炉の増加に伴う、地域との共生、バックエンド対策、核セキュリティ等、新たな課題に直面 	<ul style="list-style-type: none"> ○新興国のエネルギー需要増大、米国同時多発テロ ○温室効果ガス対策としての原子力の再評価の動き(原子カルネサンス) ○日本では、エネルギー需要増加の頭打ちと原子力への不信が増大。平和利用拡大と安全確保の両立、原子力行政に対する信頼回復が課題 ○もんじゅナトリウム事故(1995)、OJCO臨界事故(1999) ○東電原子力発電所の検査・点検等の不正等の発表(2002) 	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災による福島第一原子力発電所事故(2011) 	
原子力委員会の機能	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力の平和利用を推進するにあたり、規制を含めた制度・研究開発の在り方や計画的な予算配分等を企画・審議・決定する中心的な場として政策を主導 	<ul style="list-style-type: none"> ○核燃料サイクル、放射性廃棄物に関連する機能を強化 ○原子力安全規制の機能を原子力安全委員会として分離、平和利用の担保に関する機能は維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○事故等を契機とした省庁再編・行政改革により、委員会の位置づけが変化する中、透明性の向上に注力しつつ、長期計画(原子力政策大綱)の策定を継続 		
行政組織の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ○科学技術庁原子力局設置(1956) ○原子力委員会発足(1956) ○総合エネルギー調査会発足(1965) <p>※電源三法に基づく電源立地地域対策交付金制度の開始(1974)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○科学技術庁原子力安全局設置(1976) ○原子力安全委員会設置(1978) 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力委員会が総理府へ(2000) ○省庁再編(2001) <ul style="list-style-type: none"> ・原子力委員会が内閣府へ(委員長が学識経験者へ(省庁再編前は國務大臣)) ・原子力安全・保安院発足 <p>※エネルギー基本計画(2003)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府原子力担当政策室設置(2006) <p>第1回改訂(2007) 第2回改訂(2010) (原子力立国計画(2006))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会の設置、これに伴い原子力安全委員会、原子力安全・保安院の廃止等(2012)
(長期計画・方針の策定)	<ul style="list-style-type: none"> ◆原子力開発利用長期基本計画策定(1956-1972) ※日本原子力研究所、原子燃料公社の業務を規定(1956-1961) ○「原子力関係物資が平和目的に利用されるものに限り輸出を認める」旨を決定(1962) ○核燃料政策の基本方針策定(1968) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力開発利用長期基本計画策定(約5年ごと) ○通産省の「重水炉」導入方針を否定し、「軽水炉→高速增殖炉」路線を主張(1979)※電事連は、原子力委員会の方針を尊重 ◇原子力法制研究会(1984-1986) ○原子炉等規制法改正(放射性廃棄物の事業規制創設)の方針決定(1986) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力開発利用長期基本計画策定(2000) ○原子力政策大綱策定(2005) ※省庁再編時の設置法改正によって委員長が國務大臣でなくなったこと等を踏まえ、閣議決定によって「政府は基本方針として尊重する」とした <p>○「成長に向けての原子力戦略」決定(2010)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領(2006) ◇政策評議部会の設置について(2006) ◆原子力政策大綱の策定について(2010) 		<ul style="list-style-type: none"> ◇新大綱策定会議の再開について(2011) ◇新大綱策定会議の廃止等について(2012) <p>※2012年、エネルギー・環境戦略に関する閣議決定を受け、新たな原子力政策大綱の策定に向けた審議を中止</p>
(総合調整(予算))	<ul style="list-style-type: none"> ○予算の配分・調整 ※各県の原子力関係予算をとりまとめ、調整後、大蔵省へ要求 ○原子力開発利用基本計画策定(1956以降、毎年) ○核原料物質探鉱計画策定(1956～1975 毎年策定) ※通産大臣及び原子燃料公社の探鉱計画を規定 ※同時に、米英加との原子力協定によって核燃料等を調達可能に ○外貨資金の割り当て (政府基準を元に事業者へ外貨資金を配分) ※輸入外貨割当制度:輸入代金の決済に必要な外貨の割り当てには通商産業大臣の許可が必要(～1964) 	<ul style="list-style-type: none"> ○予算の配分・調整 ※各県の原子力関係予算の調整・見積りを実施(毎年) ○原子力開発利用基本計画策定(毎年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○予算の配分・調整 ※各県の原子力関係予算の調整・見積りを実施(毎年) ○原子力研究開発利用基本計画策定(毎年) 		
透明性	<ul style="list-style-type: none"> ○月報(冊子)によって、原子力委員会の主要な議事内容及び配付資料を公開(1956-) ○原子力白書の発刊(1957-) ○東京電力(株)福島第二原子力発電所原子炉の設置に係る公聴会を開催(1973-、最初の公聴会開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力委員会に關係行政機關職員の出席が可能に(1976-) ○月報(冊子)によって、原子力委員会の主要な議事内容及び配付資料を公開(毎月) ○原子力白書の発刊(毎年) ○長期計画改訂にあたり、「ご意見を聴く会」を開催(1994) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力白書の発刊(毎年(平成9.11.12.13.14.22-25年を除く)) ○原子力委員会の一般公開、資料及び議事録のホームページ公開(1997) ※以前は月報(冊子)による広報のみ ○立地地域等で原子力政策円卓会議(モレーテー及び国民が参加する少人数型討議)を開催(1996～99) ○パブリックコメントの実施(1996-、41回実施)※大綱や専門部会の報告書等が対象 ○ホームページにおけるご意見・ご質問の募集(2001-)、メルマガによる情報発信(2008-) ◇「原子力政策円卓会議」の設置(1996) ※三県知事提言(1996:もんじゅ事故を契機として福島、新潟、福井の三県の知事から内閣総理大臣などに提出) ◆今後の原子力政策の展開にあたって (原子力政策円卓会議の議論及びモレーテーからの提言を受けて)(1996) ◆原子力に関する情報公開及び政策決定過程への国民参加の促進について(1996) ◆市民参加懇談会(2001-2009) ◆新計画案に対する意見募集及び「ご意見を聴く会」の開催について(2005) ◆原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について(2007) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力委員会の運営改善(2012) ※法施行事務への非常勤原子力委員の審議権与の制限、会議資料を作成・準備する際の情報管理徹底 等 	

原子力委員会の活動経緯(その2)

(平和利用の推進)	(国際貢献)	(原子炉等)	(核燃料サイクル)	(第1期(1950年代～70年代後期)	(第2期(1970年代後期～90年代半ば)	(第3期(1990年代半ば～現在)	(第4期(2011年～現在)	
				<ul style="list-style-type: none"> ○原子力基本法(1955～)、原子炉等規制法(1957～)、二国間協定等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認 ◆原子力基本法と原子力関係物資の輸出について(1962) 	<ul style="list-style-type: none"> ○平和利用について、原子力基本法(1955～)、原子炉等規制法(1957～)、IAEA包括的保障措置協定(1977～)、二国間協定等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認 ○余剰プルトニウムを持たないとの原則を表明(1991) <p>◇核物質防護専門部会の設置について(1976)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆原子力平和利用と核不拡散の両立を目指して(1977) ◆我が国における核物質防護体制の整備について(1981) ◆核物質防護体制の整備について(1987) <p>◆日米協力協定更改について(1966)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平和利用について、原子力基本法(1955～)、原子炉等規制法(1957～)、IAEA包括的保障措置協定(1977～)、二国間協定等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認 ○「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」決定(2003) ・余剰プルトニウムは持たない、という基本原則の確認 ・電気事業者はプルトニウムの利用計画を公表し、原子力委員会はその妥当性を確認。等 ○電事連から六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウム利用計画をヒアリング(2006～) ○インド、パキスタン、北朝鮮の核実験(1998.2009.2013)及び日印原子力協力協定交渉開始(2010)に対する声明 <p>◇原子力防護専門部会(2006～2012)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆核セキュリティの確保に対する基本的考え方について(2011) ◆我が国の核セキュリティ対策の強化について(2012) <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">核セキュリティ関係の機能は原子力規制委員会へ</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ◆発電用原子炉開発のための長期計画(1957) ◆発電を目的とする実用原子炉の導入について(1957) ◆原子力発電の立地について(1962) ◆総合エネルギー部会報告書と今後の原子力発電の推進について(1963) ◆原子炉の設置に係る公聴会開催要領(1973) ◆原子炉施設等安全研究専門部会の設置について(1974) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆軽水炉の運転に係る信頼性の向上に関する検討について(1975) ◆原子力発電の開発促進について(1980) ◆廃炉対策専門部会(1980～1982) 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際核燃料サイクル評価(INFCOE)に適切に対処するため、「INFCOEに臨む我が国の基本的考え方」決定(1977)※平和利用と核不拡散の両立に向け、積極的に作業に参加し、諸外国に理解と協調を求める、旨の対処方針提示 ○アジア地域原子力協力国際会議(ICNCA)の開催(1990～毎年開催) ※二国間やIAEA(RCA)の枠組では十分な対応ができない課題についてアジア等8か国で地域協力を実施 ◇原子力国際問題等懇談会(1978～2001) ◇ボストンINFCE問題協議会(1980～1983) ◇開発途上国協力問題懇談会(1983～1984) ◆原子力分野における開発途上国協力の推進について(1984) 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)閣僚級会合に委員長が出席(2007～毎年実施) ※核不拡散と安全性を満たす核燃料サイクルの実現等に向けた協力 ※2010年からは国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)として実施 ○アジア原子力協力フォーラム(FNCA)の開催(2000～毎年) ※ICNCAから発展的移行 ○原子力国際協力専門部会(1995～2001) ◇国際関係専門部会の設置について(2001～2005) ◇新計画策定会議国際問題検討ワーキンググループ(WG)の設置について(2005) ◇国際問題懇談会(2006～2009) ◇「国際専門部会」の設置について(2009) 	
				<ul style="list-style-type: none"> ◇動力炉開発専門部会(1962～1966) ◇高速増殖炉に関する懇談会の設置について(1964) ◇「動力炉開発臨時推進本部の設置について」(4.1. 6. 2. 原子力委員会決定)の一部変更について(1966) ◆動力炉開発の基本方針について(内定)(1966) ◆動力炉開発臨時推進本部(1966～1967) ◆動力炉開発事業団の設立について(1967) ◆高速増殖炉の分野における日米技術協力に関する我が国の実施体制について(1968) ◆動力炉・核燃料開発事業団の建設する原型炉等の研究目的終了後の処置について(1968) ◆動力炉・核燃料開発事業団の動力炉開発業務に関する第2次基本計画(1971) ◇高温ガス炉懇談会の設置について(1970) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇高速増殖炉開発懇談会の設置について(1983) ◇高速増殖炉開発計画専門部会の設置について(1986) ◆高速増殖原型炉「もんじゅ」の臨界について(1994) ◆高速増殖炉開発計画専門部会報告書について(1994) ◆新型炉開発の推進方策について(1976) ◇新型動力炉開発専門部会の設置について(1975) ◇新型動力炉開発懇談会の開催について(1978) ◇新型転換炉実証炉評価検討専門部会(1980～1982) ◆新型転換炉の実証炉計画の推進について(1982) <p>◇高温ガス炉研究開発計画専門部会(1986～1987)</p>	<p>◆今後の高速増殖炉開発の在り方(原子力委員会決定)(1997)</p>		
				<ul style="list-style-type: none"> ◆核燃料開発に対する考え方(1958) ◇廃棄物処理専門部会設置について(1961) ◆技術導入によるウラン精錬技術の開発について(1958) ◇放射性廃棄物処理専門部会の報告について(1964) ◇プルトニウム専門部会の設置について(1963) ◇プルトニウム専門部会の報告について(1965) ◆加工施設等安全基準専門部会(1966～1968) ◇核燃料懇談会の開催について(1967) ◇核燃料懇談会の報告について(1968) ◆特殊核物質所有方式について(1968) ◆ウラン濃縮研究開発基本計画(1969) ◆ウラン濃縮研究開発の推進について(1969) ◇ウラン濃縮研究懇談会の設置について(1969) ◆新型転換炉原型炉の建設について(1969) ◇新型転換炉評価検討専門部会(1969～1969) ◇濃縮ウラン対策懇談会の設置について(1970) ◇ウラン資源確保対策懇談会の設置について(1971) ◆濃縮ウラン安定確保政策の推進について(1971) ◇ウラン濃縮技術開発懇談会の設置について(1972) ◇国際濃縮計画懇談会の設置について(1972) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆動力炉・核燃料開発事業団の使用済燃料再処理施設に係るモニタリング計画について(1975) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型転換炉実証炉建設計画の見直しについて(1995) ◆当面の核燃料サイクルの具体的な施策について(1997) ◇原子力発電・サイクル専門部会の設置について(2001～2005) ◆我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について(2003) ◆核燃料サイクル政策の選択肢について(2012) ◇原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会(2011～2012) 		

原子力委員会の活動経緯(その3)

放射性廃棄物	第1期(1950年代～70年代後期)	第2期(1970年代後期～90年代半ば)	第3期(1990年代半ば～現在)	第4期(2011年～現在)
(核融合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆核融合専門部会の設置について(1967) ◆核融合研究開発基本計画について(1968) ◆核融合研究開発の推進について(1968) ◆核融合研究開発懇談会の設置について(1973) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆放射性廃棄物対策技術専門部会の設置について(1975) ◆放射性廃棄物対策について(1976) ◆放射性廃棄物対策専門部会の設置について(1979) ◆放射性廃棄物対策専門部会について(1983) ◆放射性廃棄物対策の今後の進め方について(1983) ◆放射性廃棄物対策専門部会報告書について(1985) ◆放射性廃棄物対策専門部会の設置について(1987) ◆高レベル放射性廃棄物対策について(1992) ◆高レベル放射性廃棄物対策の進め方について(1992) ◆ガラス固化体の核物質防護措置について(1994) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価について(2000) ◆超ウラン核種を含む放射性廃棄物処理処分への取組みについて(2000) ◆長寿命核種の分離変換技術に関する研究開発の進め方について(2000) ◆長半減期放射性廃棄物(非発熱性)処分技術検討会の設置について(2005) ◆長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分(2006) ◆高レベル放射性廃棄物処分への取組みについて(1995) ◆高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)等の防護の在り方にに関する基本方針(2007) ◆原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について(2008) ◆高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)等の防護の在り方にに関する基本方針(輸送中のガラス固化体等の防護の水準関係)(2008) ◆分離変換技術に関する研究開発の現状と今後の進め方について(2009) 	
(人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> ◆放射線利用専門部会の設置について(1965) ◆食品照射研究開発基本計画について(1967) ◆食品照射研究開発の推進について(1967, 1968, 1973) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆核融合研究開発の推進について(1975) ◆核融合会議(1975-2001) ◆第三段階核融合研究開発基本計画等について(1992) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ITER計画懇談会(1996-2001) ◆核融合専門部会の設置について(2001) ◆国際熱核融合実験炉(ITER)計画の推進について(2001) ◆第三段階核融合研究開発基本計画における今後の核融合研究開発の推進方策について(2005) ◆原子力政策大綱等に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について(2009) 	
(設置許可・安全指針策定)	<ul style="list-style-type: none"> ◆原子力関係の人材育成について(1962) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆放射線利用専門部会(1980-1982) ◆放射線利用専門部会の設置について(1986) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆放射線利用推進専門部会(1995-2001) ◆食品照射専門部会の設置について(2005) 	
(原子力船)	<ul style="list-style-type: none"> ◆原子力災害補償についての基本方針(1958) ◆原子力損害賠償制度の確立について(1960) ◆原子力事業従業員災害補償専門部会の設置について(1962) ◆原子力事業従業員の原子力災害補償に必要な措置について(1965) ◆原子力損害賠償保障制度検討専門部会(1969-1972) ◆原子力事業従業員災害補償専門部会の設置について(1971) ◆原子力損害賠償制度の改正について(1971) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆原子力事業従業員災害補償専門部会の報告書について(1975) ◆原子力損害賠償制度問題懇談会の開催について(1978) ◆原子力損害賠償制度専門部会の設置について(1988) ◆原子力損害賠償制度の改正について(1988) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆原子力安全規制の機能を原子力安全委員会として分離、安全指針などの策定は原子力安全委員会へ 	
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境・安全専門部会(1972-1974) ◆安全会議の設置について(1974) ◆環境放射線モニタリング中央評価専門部会の設置について(1974) ◆放射性物質安全輸送専門部会(1974-1975) ◆放射能専門部会(1957-1971) ◆放射線化學専門部会(1961-1966) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境放射能安全研究専門部会の設置について(1975) ◆環境放射能安全研究の推進について(1976) ◆基盤技術推進専門部会の設置について(1987-2001) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大強度陽子加速器施設設計画評価専門部会(1999-2001) ◆総合企画・評価部会(2001-2005) ◆研究開発専門部会の設置について(2001) ◆放射線専門部会(2001-2005) ◆原子力試験研究検討会(2001-2001) ◆日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての基本的な考え方(2002) ◆地球環境保全・エネルギー一定供給のための原子力のビジョンを考える懇談会(2007-2008) ◆地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み(2008) ◆成長に向けての原子力戦略の策定について(2010) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置に関する検討結果について(2011)

第3期：原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の改正

審議会等の整理合理化に関する基本計画(1999年(平成11年)4月)<概要>

○審議会等の整理

◇政策審議・基準作成機能

原則として廃止する。ただし、行政の執行過程における計画・基準の作成について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。基本的な政策について審議するものを数を限定して存置する。

○委員等の資格要件

委員等については、原則として民間有識者から選ぶ。国会議員、国務大臣等は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合を除き委員等としない。

改正のポイント

○原子力委員会委員長が国務大臣(科学技術庁長官)でならなければならないとする規定の削除

⇒ 原子力委員会委員長に関し、学識経験者とすべきか国務大臣とすべきかについては、専門性、民主性、中立性、閣議への反映等の観点から議論が行われたが、省庁再編における審議会等の整理合理化の議論の過程において、原則として国務大臣を委員としない方針が示されたことを踏まえて、これに従うこととし、また、原子力利用は多岐にわたる分野への広がりを見せ、高レベル放射性廃棄物の処分、高速増殖炉開発など、**高い専門性と長期にわたり継続して問題に取り組む**必要が出てきたことも考慮し、学識経験者を含め、最適な者を委員長に任命することとした。

○尊重義務規定の削除

⇒ 委員会設置法の第23条に、「内閣総理大臣は、第2条の決定について原子力委員会から(中略)報告を受けたときは、これを十分に尊重しなければならない」旨の規定がなされていた。審議会等の整理合理化において、**答申等の尊重義務規定を一律廃止する方針**が示されたため、設置法から尊重義務規定を削除した。

(参考) 原子力委員会の事務局体制の変化

中央省庁再編(2001年)以前	現在
<p>総理府</p> <p>科学技術庁</p> <p>原子力局</p> <p>-----</p> <p>原子力委員会</p> <p>※1999年時点</p> <pre>graph TD; METI[科学技術庁] --- NEB[原子力局]; NEB --- NEA[原子力委員会]; NEB --- Policy[政策課 47]; Policy --- Site[立地地域対策室 内30]; Policy --- Investigation[原子力調査室 内3]; NEB --- ICBM[国際協力・保障措置課 34]; NEB --- DRL[動力炉開発課 7]; NEB --- RTD[研究技術課 16]; RTD --- Fusion[核融合開発室 内5]; RTD --- NuclearFuel[核燃料課 7]; NEB --- WMPD[廃棄物政策課 10]</pre> <p>※庶務は原子力局政策課(原子力調査室)が総括。案件に応じ、関係する原子力局の各課室が共同して事務を処理。</p>	<p>内閣府</p> <p>-----</p> <p>原子力委員会</p> <p>原子力政策担当室(8(指定職を除く))</p> <p>政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)</p> <p>(併) 原子力政策担当室長</p> <p>官房審議官</p> <p>(併) 原子力政策担当室次長</p> <p>参事官(原子力担当)</p> <p>※庶務は政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)/(併)原子力政策担当室長が総括し、事務を処理。</p>

原子力委員会事務局職員数の推移

時期	1998年度下旬	2004年度下旬	2006年度上旬	2012年度上旬	2013年度上旬 (現在)
	省庁再編前	原子力政策大綱 検討時	訓令室の設置	運営体制見直し前	運営体制 見直し後※2
指定職	2(原子力利用全 体を担当)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)
職員数 (うち電力会社出向者数)	14(2)※1	24(4)	20(3)	20(5)	15(0)

※1 1998年度下旬の事務局職員数については、科学技術庁原子力局原子力調査室の人数を記載。
 原子力委員会の事務局体制としては「専門部会等に関係する業務」や「原子力長期計画の改訂や
 原子力政策円卓会議の開催等の繁忙期」については、局内の関係課室と共同して事務を処理する
 こととしていた。

※2 電力会社からの出向を解消

IAEAの事業内容と関係行政機関との関係

IAEA総会対応

- 国内調整 【原子力委員会】
- 政府代表演説作成、各決議案への対応 【外務省】
- 二国間会談を通じた、各国との意見交換 【原子力委員会・外務省】

原子力の平和的利用

- 原子力発電分野 【外務省、文部科学省、経済産業省】
技術的な観点からの情報交換、次世代原子炉に関する研究、開発等
- 非原子力発電分野 【外務省、文部科学省、経済産業省等】
放射線の応用・利用の促進等
- 原子力安全分野 【外務省、原子力規制委員会】
国際的な安全基準・指針の作成及び普及等
- 核セキュリティ分野 【外務省、原子力規制委員会等】
核セキュリティに関する実施指針及び技術指針の作成等
- 技術協力 【外務省、文部科学省、経済産業省等】
研修生の受け入れ、トレーニングコースの開催、専門家の派遣等

保障措置の実施 【外務省・原子力規制委員会】

日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、国内の核物質・原子力活動等に関する申告・情報提供を行うとともに、IAEAの査察官とともに必要な立入検査を実施

(参考)我が国は、IAEA発足当初からの理事国であり、非核国として最大の原子力利用国。

(参考) 国際原子力機関 (IAEA) の事業内容

IAEAの事業は、①原子力の平和的利用に関する分野と、②原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止するための保障措置の分野に大別される。

原子力の平和的利用

(イ) 原子力発電分野 技術的な観点からの情報交換、各国がエネルギー政策の企画、決定、評価を行うための技術的な観点からの支援、原子力発電の新規導入を決定した加盟国に対する支援、次世代原子炉に関する研究、開発等

(ロ) 非原子力発電分野

保健、水資源、鉱工業、食品、農業、環境等の分野における放射線の応用・利用の促進、海洋環境調査等。先進国と途上国の研究者の相互交流促進の推進。

(ハ) 原子力安全分野

原子炉施設に関する国際的な安全基準・指針の作成及び普及。「原子力の安全に関する条約」「使用済燃料の管理の安全及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の寄託者となり、締約国会合の事務局。東電福島原発事故後、原子力安全に関するIAEA行動計画が確定する等、国際的な原子力安全の強化において一層主導的な役割を果たしている。

(二) 核セキュリティ分野

「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)」「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」「規制上の管理を外れた核物質その他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告」を発行し、実施指針及び技術指針等の作成を進めている。

(ホ) 技術協力

技術協力を必要とする各加盟国そのため非発電分野を中心としたプログラムを実施している。中でも社会的、経済的に影響を与えると考えられる重点プロジェクトを中心に、研修生の受入れ、トレーニングコースの開催、専門家の派遣等の事業を年々拡大している。

また、2010年に米国が提案した平和利用イニシアティブ(PUI)により、2011年から原子力の平和的利用分野(原子力発電、環境、水資源、農業、健康等)における途上国支援のための事業が実施されている。

保障措置

IAEAは、核物質等が軍事的利用に転用されていないことを確認するため、NPT締約国との間で保障措置協定を締結し、締結国より同国の核物質・原子力活動等に関する申告を受けるとともに、必要な査察等を実施している。

(参考) IAEA総会における原子力委員会の二国間会談概要

国際原子力機関(IAEA)第56回年次総会(2012年9月15~21日)における 近藤原子力委員会委員長の二国間会談

<意見交換の相手>

- ・ベトナム ニュエン科学・技術大臣
- ・リトアニア バイチュナス・エネルギー副大臣
- ・ヨルダン トゥカン原子力委員会委員長
- ・アルゼンチン ボエロ原子力委員会委員長
- ・フィンランド バルジョランタ放射線安全局長
- ・米国 ライオンズ・エネルギー省原子力担当次官補
- ・ドイツ ヘルレス経済技術省次官
- ・イスラエル ダニエリ原子力委員会副委員長
- ・OECD/NEA エチャバリ事務局長
- ・ユーラトム ファロス事務次長代理
- ・IAEA 天野事務局長(山根外務副大臣に随行)
- ・IAEA フローリー原子力安全セキュリティ局事務次長
- ・IAEA ビチコフ原子力エネルギー局事務次長
- ・IAEA ナカツ保障措置局事務次長
- ・IAEA モハマド原子力科学・応用局事務次長
- ・IAEA アニング技術協力局事務次長

意見交換では、冒頭、福島第一原子力発電所事故に係る避難や除染の取組の状況、また総会直前と総会中に発表されたエネルギー・環境会議の「革新的エネルギー・環境戦略」および「今後のエネルギー・環境政策について」の閣議決定等、最新の我が国のエネルギー・原子力政策の検討状況について説明。

諸外国における原子力行政体制について（先進国）

- 原子力発電の導入を積極的に進めてきた先進国各國は、導入初期から**推進と規制に専わる行政組織を分離**。
- アメリカやフランス等、**エネルギー関連部局が研究開発から保障措置まで幅広い役割を担うケースが見られる。**

国	原発運転基数 ／出力(万kW) (13年1月時点)	原子力関連機能の担当行政組織						備考 (組織や政策の変遷等)
		エネルギー 利用	研究開発	国際的取組	核拡散防止 (保障措置)	核 セキュリティ	安全規制	
日本	9.3 tPu	50基 4,615万kW	規制・推進の分離 78年	原子力委員会 '56～ 経済産業省 資源エネルギー庁	規制・推進の分離 12年	文部科学省 外務省	原子力規制委員会 '12～	原子力安全委員会 ('78～'12)
アメリカ	49.3 tPu	100基 10,405万kW	規制・推進の分離 75年	エネルギー省(DOE) '77～ 国家核安全保障局	規制・推進の分離 75年	原子力規制委員会 (NRC) '75～	原子力委員会(AEC)は 74年に廃止('46～'74)	
(EU)	-	エネルギー総局 研究イノベーション総局 共同研究 センタ(JRC)	欧州委員会 欧州原子力共同体(EURATOM)	-	-	-	-	震災後、加盟国は原発のストレステストを実施
フランス	80.3 tPu	58基 6,588万kW	規制・推進の分離 02年	経済・財務・産業省、エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省、国防省等 エネルギー・気候総局(DGEC) 原子力代替・エネルギー庁(CEA)※ '10～	規制・推進の分離 02年	原子力安全機関 (ASN) * '06～	*前身は原子力庁('45～) *前身は原子力安全・放射線防護総局('02～)	
ロシア	49.5 tPu	33基 2,524万kW	規制・推進の分離 83年	ロスアトム(国営企業)※ '07～ アトムエネルゴプロム(子会社) '07～	規制・推進の分離 83年	連邦環境・技術・原子力監督局 '04～ *	*前身は連邦原子力庁 ('92～'07) *前身は原子力監督委員会 ('83～)	
ドイツ	2.1 tPu	9基 1,267万kW	規制・推進の分離 86年	連邦経済・技術省(BMWi) ※ 連邦教育・研究省(BMBF)	連邦環境・自然保護・原子炉安全省(BMU) 州連邦規制官庁	-	*核燃料サイクルはBMU所掌 1998年～脱原発政策へ転換、 2022年末までに原発ゼロへ	
イギリス	118.2 tPu	16基 1,090万kW	規制・推進の分離 74年	エネルギー・気候変動省(DECC) '08～ 廃止措置機関(NDA) '05～ ビジネス・イノベーション・技能省(BIS) '09～	保健安全執行部(HSE) '65～ 原子力規制局(ONR) '11～*	-	黎明期は原子力公社(UKAEA) 主導('54～) ※原子力安全や核セキュリティ部門を統合	
スウェーデン	-	規制・推進の分離 90年	企業・エネルギー・通信省 規制・推進の分離 90年	環境省 放射線安全機関(SSM) ※ '08～	-	-	*原発検査機関(SKI)と放射線防護機関(SSI)が統合 1980年の国民投票の結果を受け脱原発政策が進められたが、 2010年に撤回	

★:核兵器保有国 □:原発導入の動向

Pu:プルトニウム保有量(出所)IAEA PRIS,海外諸国の電気事業(海外電力調査会)、原子力白書(原子力委員会)、原子力ポケットブック(電気新聞)
(民生、国内、未照射、11年末) 世界の原子力事情に関する調査成果報告書(内閣府)、原子力年鑑(日本原子力産業協会)等から内閣府作成16

諸外国における原子力行政体制について（その他発展途上国等）

- 原子力発電の導入を目指す推進している発展途上国等各國では、**導入初期段階の国ほど、推進機関と規制機関が未分化。**
- こうした国では、原子力の研究開発利用の推進において、**原子力委員会等の総合調整機関が重要な役割を發揮。**

国	原発運転基数 ／出力(万kW) (13年1月時点)	原子力関連機能の担当行政組織						備考
		エネルギー 利用	研究開発	国際的取組	核拡散防止 (保障措置)	核 セキュリティ	安全規制	
韓国	23基 2,165万kW	原子力振興委員会(AEC) '58～*	規制・推進の分離 11年	原子力安全委員会(NSSC) '13～ 原子力統制技術院、 原子力安全技術院	通商産業資源部 未来創造科学部 外交部他各省庁			2013年、パク・クネ新政権 の発足により改組
カナダ	19基 1,439万kW	天然資源省 カナダ原子力公社(AECL) '52～	規制・推進の分離 00年	カナダ原子力安全委員会(CNSC) '00～				
中国	13.8 kgPu 18基 1,474万kW	発展改革委員会 国家能源委員会 エネルギー局	工業信息化部 国防科学技術工業局 国家原子能機構(CAEA) '94～	規制・推進の分離 98年	環境保護部※ 国家核安全局 (NNSA) '84～			※98年に科学技術委員会から 移管
インド	Pu 20基 478万kW	原子力委員会(AEC) '48～ 原子力庁(AEC) '54～			原子力規制局 (AERB) '83～			※NPT未加盟
ブラジル	2基 199万kW	鉱山エネルギー省	ABACC 科学技術省 原子力委員会(CNEN) '56～					ABACC: The Brazilian-Argentine Agency for Accounting and Control of Nuclear Materials
ベトナム	0基 0万kW	国家原子力発電指導委員会 '10～（関係各省の長で構成） 商工省 エネルギー庁 ('11～)	原子力庁 '10～ 原子力研究機構 '09～※	科学技術省 放射線・原子力安全庁 '94～				※前身は、原子力委員会 ('76～首相直轄、 '93～科学技術省所管）

:核兵器保有国 □:原発導入の動向 Pu:プルトニウム保有量 (出所)IAEA PRIS、海外諸国の電気事業(海外電力調査会)、原子力白書(原子力委員会)、原子力ポケットブック(電気新聞)
(民生、国内、未照射、11年末) 世界の原子力事情に関する調査成果報告書(内閣府)、原子力年鑑(日本原子力産業協会)等から内閣府作成 17